平成３０年（フ）第３３２号
東京都板橋区徳丸４丁目２－９－101
債務者　小澤　　敏
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３５号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　小杉　　明
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４１号
東京都多摩市貝取２丁目５－３－303
債務者　以登田　紋
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４４号
東京都世田谷区南烏山２丁目６－１－505
債務者　吉永　光子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４５号
東京都足立区中川４丁目39―13―207
債務者　伊藤　博美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５９号
神奈川県大和市福田２丁目11番地９　藤和荘101号
債務者　角田　静子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９号
岡山市中区高屋121番地14
債務者　川崎　裕子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４９３号
横浜市戸塚区品濃町506番地４　ヴィアレ東戸塚102号
債務者　片山さゆり
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９７５号
神奈川県大和市下鶴間483－１レオパレスポエム308号、住民票上の住所京都府宇治市伊勢田町砂田６番地の203
債務者　山口　知幸
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３８号
東京都江戸川区東瑞江１丁目26―18―205
債務者　塩田奈美子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８号
沖縄県うるま市字江洲492番地10　レオパレス赤道113
債務者　金城　大地
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木902番地４
債務者　椎葉　健一
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時40分
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第５号
北海道旭川市豊岡２条３丁目３番24号　スマイル２・３　101号
債務者　高野　優子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１７号
静岡県磐田市福田2089番地１
債務者　洪川　和正
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
静岡県磐田市福田2089番地１
債務者　洪川　京子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係